

(趣旨)

第 1 この要綱は、実施機関の予算の執行過程等を明らかにするため、情報公開条例（平成 10 年岩手県条例第 49 号。以下「条例」という。）第 25 条の規定に基づき、競争入札及び随意契約の情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要綱制定の趣旨)

住民参加型の行政を推進していくためには、積極的な情報の公開や共有を図るとともに、県民からの信頼を獲得することが今後一層必要となってきます。特に、行財政改革に取り組んでいる本県にあっては、予算の執行過程等の透明性を確保することが重要です。

そこで、情報公開条例第 25 条の規定に基づき、入札及び随意契約の情報の公表について、公表要綱を定め、その執行状況等を公表することとしたものです。

(解説)

1 情報公開条例第 25 条

(情報の提供に関する施策の推進)

第 25 条 実施機関は、前章に定める行政文書の開示と併せて、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で県民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の推進に努めなければならない。

「行政の説明責任を全うするためには、請求があった場合に開示するという受動的な情報提供を行うに止まらず、県民の関心の高い情報については、請求を待つまでもなく、適時、適切に提供される必要があることから、情報提供施策の総合的な推進に努めることとしたものである。」

(「情報公開条例の解釈及び運用基準」)

2 国等の状況

国においても、財務省通達「公共調達適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号）により、国の支出の原因となる契約（「予算決算及び会計令」（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 99 条第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 7 号のそれぞれの金額を超えないもの等を除く。）に係る情報の公表等を行っています。また、他の都道府県においても、公表の内容・方法は様々ですが、契約等の状況について公表しています。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 実施機関 条例第2条第1号に定める機関をいう。
- (2) 入札調書 物品の品名・数量又は業務委託等の名称、入札執行年月日、予定価格、競争入札の参加業者名（又は指名を行ったものの商号又は名称）及び各入札参加業者の各回の入札金額、落札業者名及び落札金額等が記載された文書をいう。
- (3) 見積調書 物品の品名・数量又は業務委託等の名称、見積執行年月日、予定価格、見積参加業者名及び各見積参加業者の各回の見積金額等が記載された文書をいう。
- (4) 建設関連業務 「建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程」（昭和58年岩手県告示第1328号）第2条各号に掲げる業務をいう。
- (5) 担当課等 契約を締結する実施機関の本庁の室課等及び出先機関の部等をいう。
- (6) 広域振興局経営企画部等 広域振興局経営企画部（県南広域振興局経営企画部を除く。）、広域振興局経営企画部地域振興センター、広域振興局総務部及び広域振興局総務部総務センターをいう。

(趣旨)

第2では、この要綱において使用する用語の意義を定めています。

(解説)

1 実施機関

第1号に定める実施機関とは、情報公開条例第2条第1号に定める実施機関であり、具体的には、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、医療局及び企業局を指します。

2 入札（見積）調書

各部局等で定めている入札又は見積もりに係る調書については、その名称が入札経緯書又は見積経緯書など入札調書又は見積調書と異なる名称のものであっても、第2号又は第3号に列举された事項が記載されている調書等は、本要綱では、当該調書を入札調書又は見積調書として扱うこととします。

3 建設関連業務委託

建設関連業務委託とは、測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントに関する委託をいいます。

4 担当課等

担当課等とは、契約書の原本等を保管する所属（原課）をいいます。また、「出先機関の部等」の「等」の中には単独公所のほか、教育事務所、警察署や県立病院などが含まれます。

(公表の対象)

第3 この要綱による公表の対象は、実施機関が執行する競争入札及び締結する随意契約とする。ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 予定価格が会計規則（平成4年3月31日岩手県規則第21号）第106条の表1の号、2の号、3の号又は6の号に定めるそれぞれの額を超えないもの（単価契約にあつては、予定価格に予定数量を乗じて得た額が同表の1の号、2の号、3の号又は6の号に定めるそれぞれの額を超えないもの）
- (2) 工事

(趣旨)

第3では、本要綱において公表対象とするものの範囲を定めています。

(解説)

1 会計規則第106条（抄）

1	工事又は製造の請負	400万円
2	財産の買入れ	300万円
3	物件の借入れ	150万円
4	[略]	[略]
5	[略]	[略]
6	前各号に掲げるもの以外のもの	200万円

上の表の金額を超えるものがこの要綱の対象となります（ただし、工事は本要綱の対象外です。第2号参照。）。なお、「超える」ものが本要綱の対象なので、上の表と同額のものは、公表の対象にはなりません。

2 単価契約

物品の購入や業務委託においては、物品1個又は業務1回あたりの単価を契約するものがありますが、本要綱では、単価契約の物品購入の場合は、予定価格に予定数量を乗じて得た額が300万円を超えるものが対象となります。また、単価契約による業務委託の場合は、予定価格に予定回数を乗じて得た額が200万円を超えるものが対象となります。

3 県営建設工事

県営建設工事の入札及び随意契約の結果については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、出納局総務課入札担当で定める「県営建設工事の請負契約に係る入札及び契約に関する情報の公表要領」（平成13年5月15日総務第195号）に基づき公表していますが、当該公表制度は、公表の方法や内容が工事に特化したものであり、本要綱との調整が難しく、仮に一本化したとしても、一つの公表要綱の中に2つの公表制度が存在することになってしまうなどの理由から、本要綱の対象外としています（なお、医療局及び企業局においても、同要領の例にならい入札結果等を公表しており、医療局及び企業局の県営建設工事の入札結果等についても本要綱の対象外です。）。

(公表事項)

第4 公表事項は、次のとおりとする。

(1) 建設関連業務委託の競争入札の場合

ア 競争入札の執行後、契約を締結した場合にあっては、次に掲げる事項

- (ア) 建設関連業務委託の名称、業種及び概要
- (イ) 入札執行年月日
- (ウ) 予定価格及び予定価格の作成に用いた設計金額の積算内訳
- (エ) 入札参加業者名及び各入札参加業者の各回の入札金額
- (オ) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (カ) 契約締結年月日
- (キ) 委託期間
- (ク) 契約金額
- (ケ) 担当課等の名称及び連絡先

イ 金額の変更を伴う契約変更を行った場合にあっては、次に掲げる事項

- (ア) 建設関連業務委託の名称、業種及び概要
- (イ) 変更契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (ウ) 変更契約の締結年月日
- (エ) 変更後の委託期間
- (オ) 変更後の契約金額
- (カ) 変更後の設計金額の積算内訳
- (キ) 契約の変更の内容及び理由
- (ク) 担当課等の名称及び連絡先

(2) 建設関連業務委託の随意契約の場合

ア 随意契約を締結した場合にあっては、次に掲げる事項（見積書を徴収しない場合は(イ)及び(エ)を除く。）

- (ア) 建設関連業務委託の名称、業種及び概要
- (イ) 見積執行年月日
- (ウ) 予定価格及び予定価格の作成に用いた設計金額の積算内訳
- (エ) 見積業者名及び各見積業者の各回の見積金額
- (オ) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (カ) 契約締結年月日
- (キ) 委託期間
- (ク) 契約金額
- (ケ) 随意契約の理由及び根拠法令
- (コ) 担当課等の名称及び連絡先

イ 金額の変更を伴う契約変更を行った場合にあっては、前号イに掲げる事項

(3) 第1号以外の競争入札の場合

ア 物品の品名・数量又は業務委託等の名称

イ 入札執行年月日

- ウ 予定価格
 - エ 入札参加業者名及び各入札参加業者の各回の入札金額
 - オ 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - カ 契約締結年月日
 - キ 委託期間（業務委託の場合に限る。）
 - ク 契約金額
 - ケ 担当課等の名称及び連絡先
- (4) 第2号以外の随意契約の場合（見積書を徴収しない場合はイ及びエを除く。）
- ア 物品の品名・数量又は業務委託等の名称
 - イ 見積執行年月日
 - ウ 予定価格
 - エ 見積業者名及び各見積業者の各回の見積金額
 - オ 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - カ 契約締結年月日
 - キ 委託期間（業務委託の場合に限る。）
 - ク 契約金額
 - ケ 随意契約の理由及び根拠法令
 - コ 担当課等の名称及び連絡先

（趣旨）

第4では、入札又は随意契約の種類に応じて公表事項を定めています。

（解説）

1 公表事項

建設関連業務委託の公表事項と建設関連業務委託以外の公表事項は、基本的には同じですが、建設関連業務委託の場合、「予定価格の作成に用いた設計金額の積算内訳」及び金額の変更を伴う変更契約後の公表事項を定めている点が建設関連業務委託以外の場合と異なります。

※ 本要綱の公表事項は、「公共調達適正化について」、「県土整備部各室課における建設関連業務の入札契約等に関する情報の公表要領」（建設技術振興課平成19年7月1日施行）、「建設関連業務の入札契約等に関する情報の公表要領」（建設技術振興課平成18年7月1日施行）及び「物品購入等に関する入札結果等の公表要領」（出納局平成17年7月6日制定）で定める公表事項のほとんどを包含するものとなっています。

2 建設関連業務委託の段階的公表

県営建設工事の入札結果等については、出納局総務課入札担当において、「県営建設工事の請負契約に係る入札及び契約に関する情報の公表要領」に基づいて公表しており、入札の場合には、契約締結後、変更契約締結後と段階的にその時点で公表できる事項を公表しています。建設関連

業務委託は、工事と密接な関連があることから、本要綱では、建設関連業務委託の場合、県営建設工事の公表にならない、契約締結後の公表のほか、契約を変更した場合にも公表を実施することとしています。

3 予定価格

入札（見積）調書の写しの公表は、契約締結後に実施するので、公表してかまいません。

4 積算内訳

建設関連業務委託の設計金額の積算内訳は、中科目程度の内訳を公表します。

5 随意契約の理由

随意契約を締結した場合にあっては、随意契約の理由及び随意契約の根拠法令を記載しますが、随意契約の理由は、出来るだけ具体的に書くようにしてください。

6 担当課等の連絡先

公表文書は、所管の行政情報サブセンター（行政情報サブセンター地域窓口を除く。以下同じ。）で閲覧に供されるほか、行政情報センターでも閲覧に供されるため、担当課等の連絡先は、市外局番から記載するようにしてください。

(公表文書及び公表の方法)

第5 第4に定める公表事項について、次の各号に掲げる区分に応じ、行政情報センターにあっては、全ての実施機関、行政情報サブセンター（行政情報サブセンター地域窓口を除く。以下同じ。）（又はこれを管理運営する広域振興局経営企画部等）にあっては、当該行政情報サブセンターを管理運営する広域振興局経営企画部等の所管区域に所在する実施機関の当該各号に定める文書を閲覧に供するものとする。

- (1) 第4第1号アに定める公表事項 入札調書の写し、及びこれに添付する別紙（様式第1号）並びに設計金額の積算内訳書
- (2) 第4第1号イ及び第2号イに定める公表事項 契約変更理由書（様式第2号）及び設計金額の積算内訳書
- (3) 第4第2号アに定める公表事項
 - ア 見積書を徴収する場合
見積調書の写し、及びこれに添付する別紙（様式第3-1号）並びに設計金額の積算内訳書
 - イ 見積書を徴収しない場合
別紙（様式第3-2号）及び設計金額の積算内訳書
- (4) 第4第3号に定める公表事項 入札調書の写し、及びこれに添付する別紙（様式第1号）
- (5) 第4第4号に定める公表事項
 - ア 見積書を徴収する場合
見積調書の写し及び、これに添付する別紙（様式第3-1号）
 - イ 見積書を徴収しない場合
別紙（様式第3-2号）

2 行政情報センターは、前項に掲げる全ての文書をインターネットにより公開するものとする。

(趣旨)

第5第1項は、行政情報センター及び行政情報サブセンターに配架して公表する文書（紙で公表する文書）の種類を定めています。また、第2項は、行政情報センターがインターネット上で文書を公開することを定めています。

(解説)

1 公表文書

行政情報センターは、実施機関の全ての公表文書を閲覧に供するとともに、インターネットにより文書を公開します。また、行政情報サブセンターは、所管区域に所在する実施機関の全ての公表文書を閲覧に供します。

2 行政資料

行政情報センター等では、入札及び随意契約に係る公表文書を行政情報センター等に配架する行政資料の一つとして管理するので、県民等から入札及び随意契約に係る公表文書の写しを請求

された場合には、他の行政資料の写しを交付する場合と同じように、料金を徴収して交付します。

なお、入札及び随意契約に係る公表文書を行政情報センター等に配架しても、情報公開条例の開示請求の対象外となるわけではありません。したがって、県民等から入札調書や見積調書の写しの開示請求の相談があった場合には、まず、行政情報センター等に当該文書が配架されていることを説明し、県民等がどうしても開示請求を希望する場合には、情報公開条例の手続きにしたがい、開示請求の手続きを進めることとなります（※情報公開条例に基づいて文書を交付する場合は、行政資料の一つとして行政情報センター等で当該文書の写しを交付する場合と異なり、行政処分となります。）。

3 建設関連業務委託の積算内訳

公表は、調書（入札調書、見積調書又は企画・技術提案調書）を中心とした文書を公表することにしてはいますが、建設関連業務委託については、「建設関連業務委託の入札契約等に関する情報の公表要領」等において、密接な関連のある県営建設工事の例にならい、設計金額の積算内訳書を公表文書としていたことから、本要綱でもこれを引き続き公表文書としています。

4 入札の場合の公表文書

支出の類型 公表文書	④建設関連業務委託		⑥製造の請負、③財産の買入れ、⑩物件の借入れ、⑤建設関連業務委託以外の委託等
	当初の契約	変更契約	
入札調書の写し	◎		◎
入札調書別紙（様式第1号）	◎		◎
設計金額の積算内訳書	◎		
契約変更理由書（様式第2号）		◎	
契約変更に係る設計金額の積算内訳書		◎	

（凡例） ◎ 行政情報（サブ）センターで閲覧に供するとともに、インターネットでも公表する文書

5 随意契約の場合の公表文書

支出の類型 公表文書	④建設関連業務委託			⑥製造の請負、③財産の買入れ、⑩物件の借入れ、⑤建設関連業務委託以外の委託等	
	当初の契約		変更契約	通常の随契	企画・技術提案方式
	通常の随契	企画・技術提案方式			
見積調書の写し	◎			◎	
見積調書別紙（様式第3号）	◎			◎	
設計金額の積算内訳書	◎	◎			

契約変更理由書（様式第 2 号）			◎		
契約変更に係る設計金額の積算内訳書			◎		
企画・技術提案調書（様式第 4 号）		◎			◎

(公表文書の送付等)

第6 第5に定める様式第1号ないし様式第3-2号を公表の用に供するため、担当課等は、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる事項を、同表の右欄に掲げる様式に記載するものとする。

第4第1号ア (建設関連業務委託の競争入札の場合)	契約の相手方の商号又は名称及び住所	様式第1号	
	契約締結年月日		
	委託期間		
	契約金額		
	担当課等の名称及び連絡先		
第4第1号イ 又は第2号イ (建設関連業務委託の契約変更の場合)	変更契約の相手方の商号又は名称及び住所	様式第2号	
	変更契約の締結年月日		
	変更後の委託期間		
	変更後の契約金額		
	契約の変更の内容及び理由		
	担当課等の名称及び連絡先		
第4第2号ア (建設関連業務委託の随意契約の場合)	契約の相手方の商号又は名称及び住所	様式第3－1号	
	契約締結年月日		
	委託期間		
	契約金額		
	随意契約の理由及び根拠法令		
	担当課等の名称及び連絡先	様式第3－2号	
第4第3号 (建設関連業務委託以外の競争入札の場合)	契約の相手方の商号又は名称及び住所	様式第1号	
	契約締結日		
	委託期間（業務委託の場合に限る。）		
	契約金額		
	担当課等の名称及び連絡先		
第4第4号 (建設関連業務委託以外の随意契約の場合)	契約の相手方の商号又は名称及び住所	様式第3－1号	
	契約締結年月日		
	委託期間（業務委託の場合に限る。）		
	契約金額		
	随意契約の理由及び根拠法令		
	担当課等の名称及び連絡先	様式第3－2号	

2 担当課等は、行政情報センターに、次の各号に掲げる文書を当該各号に定める日までに送付するものとする。

- (1) 第5第1項第1号に掲げる文書 契約を締結した日から起算して15日以内(県の休日を除く。以下同じ。)
- (2) 第5第1項第2号に掲げる文書 変更契約を締結した日から起算して15日以内

- (3) 第5第1項第3号に掲げる文書 契約を締結した日から起算して15日以内
- (4) 第5第1項第4号に掲げる文書 契約を締結した日から起算して15日以内
- (5) 第5第1項第5号に掲げる文書 契約を締結した日から起算して15日以内

(趣旨)

第6では、担当課等が入札（見積）調書の写しに添付する書面に記載する事項及び公表文書の送付について定めています。

(解説)

1 入札（見積）調書に添付する様式

第1項は、担当課等が入札調書又は見積調書の写しに添付する書面等に記載する事項を定めています。入札の場合には様式第1号に、随意契約の場合には様式第3-1又は3-2号に、また、建設関連業務委託の変更契約（金額の変更を伴う変更契約の場合に限る。）の場合には様式第2号に、第6第1項に定めるそれぞれの事項を記載します。

なお、様式に記載する事項は、入札調書又は見積調書に記載されていない事項を記載する趣旨であることから、様式に記載することとされている事項のうち、入札調書又は見積調書に記載されている事項がある場合は、「入札（見積）調書に記載のとおり。」などと記載してかまいません。

- ・ 入札調書に添付する書面 ⇨ 様式第1号
- ・ 建設関連業務委託の変更契約 ⇨ 様式第2号
- ・ 見積調書に添付する書面 ⇨ 様式第3-1号

※見積調書のない場合は、様式第3-2号

2 集中調達する物品

用品基金調達条例（昭和39年岩手県条例第37号）及び同施行規則（昭和39年規則第17号）に基づいて集中調達する物品の製造の請負又は物品の買入れについては、出納局及び広域振興局経営企画部等（以下「出納局等」という。）が担当課等となりますので、出納局等が第6第2項第4号及び第5号に基づき行政情報センターに送付することになります。

3 公表文書の送付

担当課等は、契約締結（建設関連業務委託契約を変更した場合は、変更契約締結）の日から起算して15日以内に、第5第1項各号に掲げる公表文書を行政情報センターに送付します。

なお、公表時期を「15日以内」としたのは、情報公開条例第12条第1項に定める開示決定期限をもとにしています。なお、開示請求の場合と異なり、県の休日は、「15日」の算定の中には含まれません。

4 公表文書の送付方法

原則、公表文書のデータを行政情報センターに送付（所定のデータベースに登録）します。詳しくは、「制度の概要」を参照してください。

(非開示情報)

第7 条例第7条第1項及び第2項各号に定める情報が、第5に掲げる公表文書に含まれている場合は、当該情報が記載された部分又は当該情報が記載された文書の全部を公表しないものとする。

(趣旨)

第7では、情報公開条例で非開示とされている情報を含む文書の非公開について定めています。

(解説)

1 非開示情報

情報公開条例第7条第1項及び第2項各号に定める情報（非開示情報）を含む文書は、その一部又は全部を公表しません。また、本要綱による公表は、情報公開条例の手続きを踏んで実施するものではないので、本要綱では、情報公開条例の非開示情報に該当しないことに全く疑義のない文書のみを公表することを前提にしています。

〈参考〉

- (1) 契約締結後の予定価格は公表してかまいません。
- (2) 入札調書等に記載されている県職員の職・氏名及び印影は、条例第7条第1項第2号ただし書きに該当するので、公表して差し支えありません。ただし、警察の職員で、警部補及び同相当職以下の氏名、印影については、非公表となります。
- (3) 警察の装備品の購入や、試験問題作成の委託先など非公表としなければならない情報が公表文書の中に含まれている場合は、当該情報が記載されている部分又は当該文書全体を非公表とします。

＜公表文書に含まれる非開示情報の処理の方法＞

情報公開条例による行政文書の開示の場合と同様に、黒塗りにより処理することとなりますので、PDF化（スキャン）の前に黒塗り作業を行ってください。

(公表の時期)

第 8 行政情報センター及び行政情報サブセンター（又はこれを管理運営する広域振興局経営企画部等）（以下「行政情報センター等」という。）は、第 5 に掲げる文書を受領後、速やかにこれを公表するものとする。

(趣旨)

第 8 は、行政情報センター等における文書の公表時期について定めています。

(解説)

1 公表の実施

担当課等は、契約締結の日から 15 日以内に行政情報センター等に公表文書を送付することとなり、送付（登録）された公表文書は、ホームページで即時公開されます。

行政情報センター等は、担当課等から文書を受領後、速やかに配架の作業を進めます。

なお、「速やかに」とは、できるだけ早く行うということであり、行政情報センター等（及びこれを管理運営する広域振興局経営企画部等）の事務の繁忙、勤務日等の状況により、配架の時期が多少前後することが考えられます。

2 公表実施区分

担当 \ 公表方法	公表文書	
	配架	H P 公開
行政情報センター	全県分を配架	全県分を公開
行政情報サブセンター	所管地域分を配架	

※盛岡行政情報サブセンターでは、当面の間、公表文書は配架しない。（附則第 3 号）

(公表の期間)

第9 公表の期間は、次のとおりとする。

- (1) 行政情報センター等において閲覧に供する期間は、契約締結日の属する年度から起算して2年後の年度の末日までとする。
- (2) インターネットを利用した公開の期間は、契約締結日の属する年度から起算して2年後の年度の月の末日までとする。

(趣旨)

第9では、行政情報センター等における閲覧期間とインターネットでの公開期間を定めています。

(解説)

1 公表期間

公表対象の件数及び想定される閲覧需用の多寡並びに配架スペース及びデータ量などを勘案して、2年としたものです。

(企画又は技術提案方式によった場合の特例)

第10 価格と価格以外の要素を総合的に評価し、最も評価の高いものを契約の相手方として決定する方式(以下「企画・技術提案方式」という。)によって業務委託契約を締結した場合においては、第4第2号又は第4号の規定にかかわらず、建設関連業務委託の場合にあっては、次の第1号から第13号までに掲げる事項を公表するものとし、それ以外の業務委託の場合にあっては、次の第1号から第11号までに掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 業務委託の名称
- (2) 業者が県に対し企画又は技術を提案した年月日(以下「企画・技術提案年月日」という。)
- (3) 予定価格
- (4) 評価基準、配点及び各業者の各評価基準に対する評価結果(ただし、契約業者名以外の業者名は非公表とする。第5号についても同じ。)
- (5) 各業者の総合評価の審査結果
- (6) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (7) 契約締結年月日
- (8) 委託期間
- (9) 契約金額
- (10) 随意契約の理由及び根拠法令
- (11) 担当課等の名称及び連絡先
- (12) 業務委託の業種及び概要
- (13) 予定価格の作成に用いた設計金額の積算内訳

2 担当課等は、前項第1号から第11号までに掲げる事項を企画・技術提案調書(様式第4号)に記載し、公表文書とするものとする。

3 第5第1項第3号ア及び第5号ア、第5第2項、第6第2項第3号及び第5号並びに第7から第9までの規定は、企画・技術提案方式について準用する。この場合において、第5第1項第3号ア中「見積調書の写し、及びこれに添付する別紙(様式第3-1号)並びに」とあるのは「様式第4号及び」と、第5第1項第5号ア中「見積調書の写し、及びこれに添付する別紙(様式第3-1号)」とあるのは「様式第4号」と読み替えるものとする。

(趣旨)

価格と価格以外の要素を総合的に評価して契約の相手方を決める方式の場合の公表は、通常の随意契約の場合とは異なる観点からの公表が必要であることから、第10では、評価基準や評価の結果等を公表事項として定めています。

(解説)

1 企画・技術提案方式

本要綱における企画・技術提案方式は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して契約の相手方を決める方式であり、複数の業者から企画提案書や技術提案書を提出させ、提案内容を審査し、企画内容や業務遂行能力が最も優れたものと契約する方式です。

2 業者名

契約の相手方となる業者名は、公表しますが、それ以外の業者名は、非公表とします（第 10 第 1 項第 4 号及び第 5 号関係）。

3 各評価基準に対する評価結果

評価基準が細かく設定されている場合などにおいて、当該評価基準が項目別に分類できる場合には、項目別に分類した評価基準、配点及び分類した評価基準に対する評価結果を企画・技術提案調書（様式第 4 号）に記載してかまいません。

4 企画・技術提案方式の公表文書

企画・技術提案方式の場合の公表手続きの流れは、通常の随意契約の場合と基本的に同じであるため、通常の随意契約の規定を準用しています。第 10 第 3 項では、第 5 第 1 項第 3 号の規定を準用していますので、建設関連業務委託の技術提案方式の場合、公表文書は、①「企画・技術提案調書」（様式第 4 号）、②設計金額の積算内訳書の 2 つとなります（建設関連業務委託以外の企画・技術提案方式の場合の公表文書は、「企画・技術提案調書」（様式第 4 号）のみとなります。）。

附 則（平成 20 年 3 月 10 日）

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による公表は、入札執行年月日又は見積執行年月日（企画・技術提案方式にあっては、企画・技術提案年月日）が平成 20 年 4 月 1 日以後のものについて適用する。
- 3 第 5 第 1 項の規定により盛岡行政情報サブセンターにおいて閲覧に供することとされている公表文書は、当分の間、これを行政情報センターにおいて閲覧に供するものとし、盛岡広域振興局の所管区域内にある担当課等は、第 6 第 2 項の規定にかかわらず、第 5 第 1 項に掲げる公表文書を行政情報センターにのみ送付するものとする。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 28 日）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（解説）

1 公表対象

本要綱が公表対象とするのは、入札執行年月日又は見積執行年月日（企画・技術提案方式にあっては、企画提案説明日）が平成 20 年 4 月 1 日以後に行われたものについて適用します。したがって、例えば、平成 20 年 3 月に競争入札が行われ、平成 20 年 4 月に契約が締結されたものについては、公表の対象とはなりません。

2 盛岡行政情報サブセンター

他の振興局管内の公表件数に比べ盛岡振興局管内のそれが著しく多く、盛岡行政情報サブセンターの機能を維持していく上で手狭になることから、当分の間、盛岡行政情報サブセンターでは、公表文書の配架を見合わせることにしたものです。なお、行政情報センターでは、県下全域の公表文書を配架することになっています。